

令和8年度

農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業委託
公募型プロポーザル実施要領

いわき市農林水産部
農業政策課・農業振興課

農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、いわき市（以下、「本市」という。）が、農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験等に基づく事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要・選定方法等

(1) 事業の名称

農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業

(2) 事業の内容

地域農業の持続的な発展を図るため、企業の農業事業拡大及び農業参入における本市への積極的な誘致を行うにあたり必要な、「企業誘致候補地の選定」を行い、本市の農業参入企業誘致の支援を行うものです。

※ 詳細については、農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業 仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式※により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定します。

※ プロポーザル方式を採用する理由

本業務では、効率的かつ効果的な業務実施の観点から、農業参入企業等誘致モデルの検証・構築に向けた戦略的な企画による実施が必要であることから、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等、価格以外の要素を含めて総合的に最も優れた企画提案をした者を受託予定者として選定することができる公募型プロポーザル方式を採用します。

(4) 委託期間

本事業の期間は、契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで。

(5) 企画提案上限額

9,097,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではありません。提案は、この金額を超えないものとし、上限額を超えた提案は不受理とします。

(6) スケジュール（変更となる場合があります）

内容	日時
実施要領の配布、 公募の開始	令和8年4月20日（月）
質問受付期間	令和8年4月20日（月）から令和8年4月24日（金）まで
質問に対する回答	令和8年4月28日（火）
参加申込期間	令和8年4月30日（木）から令和8年5月11日（月）まで
提案書及び見積書の 提出期限	令和8年5月15日（金）から令和8年6月2日（火）まで

提案審査	令和8年6月5日(金)
審査結果の通知	令和8年6月上旬

(7) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地(市役所4階)

いわき市 農林水産部 農業政策課 農村支援係

電話：0246-22-1147 FAX：0246-22-7489

E-mail：nogyoseisaku@city.iwaki.lg.jp

※ 受付時間は本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分まで

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、以下の(1)から(10)までに掲げる要件の全てを満たす者(複数者の集まる共同体も可)とします。なお、共同体の場合は構成者の全員が次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 本市又は他の自治体において、本業務と同様の業務実績を有すること。
- (2) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 令和8年度いわき市入札参加資格者の場合、公募開始日から審査の日までの間に、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱(平成28年3月30日制定)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (6) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (7) 公租公課に未納がないこと。
- (8) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しないこと。
- (9) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。
- (10) その他明らかに委託先として不適当と認められるものでないこと。

4 参加表明書等の提出

実施要領、各種様式、関係書類一覧の資料等については、市公式ホームページ(「トップページ」-「産業・ビジネス」-「入札・契約」-「業務委託等の公募及び選定結果等」-「令和8年度農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業委託公募型プロポーザルの実施について」)からダウンロードしてください。

(1) 質問及び回答

質問については、次のとおり「質問書」を作成し提出してください。なお、質問は仕様書等に関するものとし、評価基準その他審査に支障を及ぼす質問は受け付けません。

ア 提出書類 質問書（様式5）

イ 提出期限 令和8年4月24日（金）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出先（E-mail）nogyoseisaku@city.iwaki.lg.jp

エ 提出方法 「質問書」（様式5）に記入のうえ、電子メールにて提出し、その旨を電話連絡してください。

オ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）までに、参加申請書に記載されたメールアドレスに、電子メールにて回答します。

カ その他 受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。

また、質問の内容により、本プロポーザルによる受託候補者の選定に公平性を保つことができないと判断した場合には、回答しないことがあります。

(2) 参加申込

ア 提出書類

提出部数及び提出期限は、別紙「提出書類一覧表」のとおりとします。また、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

イ 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出場所 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地（市役所4階）
いわき市農林水産部農業政策課農村支援係
E-mail：nogyoseisaku@city.iwaki.lg.jp

エ 提出方法 原則、持参又は簡易書留とするが、上記提出期限までに必着が難しい場合は、電子化（PDF）し、メールにて提出した後、速やかに原本を上記提出場所に提出すること。

5 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

企画提案書

(2) 提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地（市役所4階）
いわき市農林水産部農業政策課農村支援係

(4) 提出方法

提案は1案のみとし、提出場所まで持参又は書留郵便により提出してください。

(5) 企画提案書の記載事項及び規格等

ア 企画提案書の記載事項

提案書の作成にあたっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、実現性が高く、具体的かつ効果的な内容を提案してください。

提出書類	項目	内容
任意様式 (ただし(5) については 【様式4】 に記載する こと)	(1)実施体制	配置予定の人員及び連絡体制を記載する。なお、業務の一部再委託を予定する場合には、委託する業務の内容、再委託先及び委託する理由についても記載すること。
	(2)企画の概要	A4判両面1枚以内で企画概要を記載すること。
	(3)業務の実施方針	業務の実施方針、実施手法、業務計画及び工程表(年間スケジュール)を記載すること。 また、その他(仕様書に対する提案又は意見等)があれば記載すること。
	(4)企画の内容	仕様書第3章に示した業務内容について記載すること。 ※仕様書に示す本市の要求事項に捉われず、提案者の知識経験等から柔軟かつ積極的な提案を行うこと。
	(5)経費積算表 【様式4】(税込)	業務履行に要する費用を見積り、積算内訳を明らかにした上で、経費積算表【様式4】に記載すること。
	(6)会社概要	会社概要・業務経歴等を記載した資料(パンフレット等)を添付すること。
	(7)その他	・文字は注記等を除き、原則として12ポイント以上とすること。 ・表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央にページ番号を印字すること。

イ 企画提案書の規格及び部数

(ア) 企画提案書(紙媒体, カラー)

<正本>

提出部数: 1部

表紙:「事業名:令和8年度農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業委託提案書」

<副本>

提出部数: 10部

表紙:「事業名:令和8年度農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業委託提案書」

とのみ記載し、「提案者名」は記載しないでください。

※ A4判 縦型, 横書き, 左綴じで作成してください。

※ 添付書類についても可能な限りA4判企画に揃えることとしますが、図面等でやむを得ない場合はA3判折込みも可とします。

(イ) 留意事項

- ① 企画提案書は、行政情報としていわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）等関係規程に基づく開示請求があった場合、同条例第7条各号に規定する不開示情報を除き、第三者に公開します。
- ② 申請書類の内容に変更があった場合には、証明できる書類を添えて遅滞なく届け出てください。なお、申請受付期間終了後の変更は認めません。
- ③ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式6-1又は6-2）を市へ提出してください。
- ④ 受託候補者選定の審査を行う審査委員、または審査事務に従事する本市職員並びに関係者に対して、提案や審査について公平性を損なうような接触を禁じます。

6 提案内容の評価項目

提案書の評価については、主に以下の項目により総合的に行います。

- ① 本業務の実施体制、本業務及び類似業務(地方自治体からの受注に限る)における実績
- ② 本業務の実施手法、スケジュール等の確実性及び効率性
- ③ 「企業誘致対象エリアのリストアップ」、「企業誘致候補地の選定及び地域との合意形成支援」に係る提案の独自性・実現性 重点項目
- ④ 企業誘致における本業務の成果の有効活用に係る具体性・実現性
- ⑤ 問題解決力
- ⑥ 見積価格及び妥当性

7 その他

(1) 疑義の照会

提案書の内容等について、市から照会を行うことがあります。

(2) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要した費用及び提案書提出・プレゼンテーション出席に係る旅費等）は全て提案者の負担とします。

(3) 提案書等の取扱

ア 提案書等の提出後における追加又は変更、取下げは認めません。ただし、市が認めたときはこの限りではありません。

イ 提出された提案書等は返却いたしません。

ウ 提出された提案書等は複製する場合があります。

(4) 提案書の公開等

提案書等は、いわき市情報公開条例の対象となる行政情報であるため、情報公開請求により公開する場合があります。そのため、技術情報など公開されることにより提案者等が不利益を被る恐れのある情報が含まれないよう留意してください。

(5) 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。

(6) 表現の方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。

8 審査方法及び審査結果

提出された提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした者及び次点の者を選定します。

(1) 提案のプレゼンテーション

ア 審査委員会の設置

企画提案者等の審査及び評価は、本市が設置する「令和8年度農業参入企業等誘致モデル検証・構築事業委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において、実施するものとします。

また、選定基準に適合者がいないと判断された時は、受託候補者を選定しない場合があります。なお、審査委員会は非公開とします。

イ 日時及び場所

令和8年6月5日（金）予定

※ 日時の詳細及び場所は別途指定し参加者に直接連絡します。

ウ 説明時間等

1者あたり30分以内とする（説明終了後の質疑応答に掛かる時間を除く。）。

エ 説明資料等

資料は、提出した企画提案書を用いて行うこと。なお、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は事前に事務局へ連絡願います。また、企画提案書とプレゼンテーション用データ等の形式が異なる場合には、内容に齟齬がないようにするとともに、プレゼンテーションの際には企画提案書の該当箇所が分かるよう説明してください。

オ その他

参加者が多い場合など、プレゼンテーション日時が別日となることがあります。

(2) 失格事項

次の項目のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 資格要件を満たさない場合

イ 提案書類の受付期間を過ぎて提案があった場合

ウ 提案書類に虚偽の記載があった場合

エ 実施要領、仕様書等に違反又は著しく逸脱があった場合

オ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合

カ その他不正行為があった場合

(3) 審査結果の発表

ア 審査結果については、令和8年6月上旬頃に提案者へ通知予定。

イ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

ウ 審査の結果、受託候補者なしとする場合があります。

エ 受託候補者と決定された後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合、又は受託候補者に著しく不相当と認められる事情が生じた場合は決定を取り消す場合があります。

オ 選定されなかった者は、その理由について説明を求められます。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して5日（ただし、市の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとします。なお、理由の説明は後日、書面により行うものとします。

9 契約

- (1) 提出された企画提案書に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と随意契約を締結する予定。
- (2) 契約手続き及び契約書は、いわき市契約規則の定めるところによります。
- (3) 本市は、契約締結後においても、契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができる。その場合は、本市は一切の損害を負わないものとします。

10 その他

(1) 契約の解除

受託候補者は、業務を開始する前において、経営状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により受託予定者としてふさわしくないと判断されたときは契約をしない、又は解除することがあります。その場合は、本市は一切の損害を負わないものとします。

(2) その他

本要領に記載のない事項については、本市との協議により決定することとします。

11 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 業務の進捗については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を書面として作成し、本市に提出すること。
- (5) 本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を得ること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。